

○宇和島市上下水道局低入札価格調査制度実施要領

令和 7 年 3 月 4 日

水道局告示第14号

（目的）

第 1 条 この要領は、上下水道局が発注する宇和島市水道事業における建設工事において地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 2 項（施行令第 1 6 7 条の 1 3 により準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するために実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合の基準等を定めることを目的とする。

（調査基準価格の設定）

第 2 条 契約担当者は、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を、別表第 1 に掲げるところにより設定する。ただし、市長が特に必要と認めた工事は、この限りでない。

（入札結果の報告）

第 3 条 宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成 22 年告示第 9 号。以下「市要領」という。）第 6 条について、「宇和島市競争参加資格審査会」を「宇和島市上下水道局競争参加資格審査会」に、「宇和島市低入札調査委員会」を「宇和島市上下水道局低入札調査委員会」に読み替える。

（その他）

第 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市要領の規定を準用する。

2 この要領の施行に関し必要な事項について、市要領に運用又は基準等の定めがあるときは、本要領にこれを準用する。この場合において「宇和島市」は「宇和島市上下水道局」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	調査基準価格	備考
水道施設 工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	計算式により算出した額が予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を調査基準価格とする。

注 調査基準価格については、費目ごとに所定の率を乗じたもの（円未満切捨て）の合計に 1.1 を乗じた額（円未満切捨て）とする。